

②雇用対策

■具体的な施策等

- 女性の起業等の支援
- 若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会の確保
- 本格的な雇用復興に向けた雇用創出ときめ細かな就労支援等
- 若者・女性・高齢者・障害者の雇用機会の確保
- 被災した生活衛生関係業者への支援
- 被災者向け農の雇用事業
- 農山漁村女性の起業活動等の取組支援
- 原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金
- 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

女性の起業等の支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	②雇用対策	作成年月
目	(iii)女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げ支援	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p>(1) 平成 23 年 5 月 11 日に、「女性の就労等のための支援情報」をとりまとめ、被災 3 県及び仙台市に文書を発出するとともに、男女共同参画局ホームページや男女共同参画局メールマガジンで周知を図った。また、第 3 次補正予算を反映させて事業内容を追加し、12 月 8 日、2 月 1 日に再度周知を図った。</p> <p>さらに、東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとにとりまとめた「被災者の多様なニーズに対応した支援について」においても、「女性の就労等のための支援情報」を掲載し、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行った。</p> <p>(2) 平成 23 年 8 月 1 日に、男女共同参画局ホームページ、5 日に男女共同参画局メールマガジンで基本方針を掲載し、「女性の起業活動等、コミュニティビジネスの支援」などについて、周知を図った。</p> <p>(3) 平成 23 年 8 月 2 日に、都道府県及び政令指定都市に対し、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会で出された「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」を送付し、「雇用、起業、コミュニティビジネスなど、女性の経済的自立を支援していくこと」などについて、周知を図った。</p> <p>(4) 平成 23 年 8 月 24 日に、仙台市において、女性の視点を反映した復興策や女性の就業や起業支援を進めるための意見交換を行う、「宮城復興・女性シンポジウム」を開催した。</p> <p>(5) 平成 24 年 1 月 12 日に、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し、「東日本大震災に係る復興基金」について、コミュニティビジネス支援を含む男女共同参画の視点を踏まえた積極的な活用・取組が進められるよう働きかけるため活用例を作成し、復興に当たり男女共同参画の視点を十分に反映していただくよう働きかけた。また、「男女共同参画の視点を生かした地域における暮らしの再生に関する事例(東日本大震災からの復興)」についてとりまとめ、女性の起業等の支援の参考としていただくよう働きかけた。さらに、「阪神・淡路大震災における女性の参画によるコミュニティビジネスに関する事例」をとりまとめ、復興基金の</p>		

- 活用に当たり参考としていただくよう働きかけた。いずれも、男女共同参画局のホームページへの掲載、男女共同参画局メールマガジンでの発信を行い、周知を図った。
- (6) 平成 24 年6月に公表した「平成 24 年版男女共同参画白書」において、「男女共同参画の視点からの防災・復興」を特集のテーマに取り上げ、被災地における女性の就業・起業等の支援の取組を記載した。また、男女共同参画会議監視専門調査会において、平成 24 年 9 月から、防災・復興における男女共同参画の推進に関する施策を監視し、同年 12 月に、被災地における女性の雇用確保・起業支援等を含む復興の局面における男女共同参画の推進について意見を取りまとめた。いずれも、男女共同参画局のホームページ及び男女共同参画局広報誌への掲載等を行い、周知を図った。
- (7) 平成 24 年7月に、被災地における女性の就業・起業等を支援するため、復興庁等と共催し、仙台市において女性を対象とした起業支援セミナーを開催した。
- (8) 平成 24 年 11 月から平成 25 年 1 月にかけて、東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査として、アンケート調査及びヒアリング調査を行った。
- (9) 平成 25 年5月に、東日本大震災等の対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示す「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成した。作成に当たっては、有識者からなる検討会を開催するとともに、関係者から広く意見を聴取する意見交換会を開催した。また、取組指針案をホームページに掲載して広く意見を聞くとともに、地方公共団体に対して意見照会を行った(平成 25 年 3 月末から 4 月 19 日)。取組指針は、関係府省の協力を得て、地方公共団体に通知したほか、平成 25 年 10 月から 11 月にかけて内閣府及び消防庁が全国9か所で開催したブロック会議において説明を行った。また、平成 26 年2月には、取組指針の内容を紹介する英文パンフレットを作成した。
- (10) 男女共同参画会議監視専門調査会の下に防災・復興ワーキング・グループを設置し、監視専門調査会が平成 24 年 12 月に取りまとめた意見のフォローアップを行った。同ワーキング・グループの報告を受け、監視専門調査会は、平成 26 年2月に「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についての意見」を取りまとめた。平成 26 年 4 月 25 日に開催された男女共同参画会議においては、本意見の報告を受け、今後の取組事項として、復興に係る政策・方針決定過程への女性の参画拡大の一層の推進等を決定した。
- (11) 平成 27 年3月に開催された第3回国連防災世界会議の関連事業として、外務省、内閣府及び復興庁が主催して、平成 27 年3月 18 日に仙台市において「災害

<p>復興時の女性の活躍～地域経済再生の視点から～」と題するシンポジウムを開催した。東日本大震災を含む復興過程において見られた女性の起業と復興への貢献事例を共有するとともに、女性による起業の成功・阻害要因等について議論した。</p> <p>(12)「男女共同参画基本計画(第4次)」(平成27年12月25日閣議決定)において、東日本大震災の被災地において、復興過程における男女共同参画を一層推進することを盛り込み、その実現に向け、地方公共団体宛てに通知した。</p>
<p>当面(今年度中)の取組み</p>
<p>○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を地方公共団体等と共有し、起業等への支援が行われるよう、取組促進の働きかけを行っていく。</p>
<p>中・長期的(3年程度)取組み</p>
<p>○女性による起業やコミュニティビジネスについて良い事例があれば周知するなどにより、さらなる推進を図る。</p>
<p>期待される効果・達成すべき目標</p>
<p>○女性による起業や、コミュニティビジネスが広がることで、女性の経済的自立と雇用の拡大を促すことにより、地域の活性化につながる。</p> <p>○女性による起業活動等の取組は、定量的な目標を設定することは困難である。</p>
<p>平成27年度補正予算及び平成28年度予算における予算措置状況</p>
<p>予算措置なし。</p>

若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会の確保		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	②雇用対策	作成年月
目	(ii)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>(若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会の被災地での確保について)</p> <p>被災地域の復興につながる地元の雇用維持・雇用創出を目的として、自宅や仮設住宅等でパソコンなどを使って仕事を行う「テレワーク」を活用し、住民の就労を支援するためのテレワークシステムを構築する被災自治体に対する支援を実施。平成 26 年度 1 事業、平成 27 年度 1 事業に対して交付決定。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会の被災地での確保について)</p> <p>被災地域の復興につながる地元の雇用維持・雇用創出を目的として、自宅や仮設住宅等でパソコンなどを使って仕事を行う「テレワーク」を活用し、住民の就労を支援するためのテレワークシステムを構築する被災自治体に対する支援を実施。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>(若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会の被災地での確保について)</p> <p>テレワークを活用することにより、生活再建や育児・介護等の理由で、地元や自宅を離れられない住民の方々に対して就労機会を提供することが可能となり、被災地域の雇用拡大に貢献。</p>		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
<p>(若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会の被災地での確保について)</p> <p>予算措置なし</p>		

本格的な雇用復興に向けた雇用創出ときめ細かな就労支援等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	②雇用対策	作成年月
目	(i)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な就労支援・雇用創出対策の取りまとめ <p>東日本大震災の被災者の就労支援・雇用創出を促進するため、関係各省も参画した会議において、当面の緊急雇用対策として第1弾を平成 23 年 4 月 5 日に、第 1 次補正予算等による当面の対策として第2弾を同年 4 月 27 日に、被災地における長期的な安定雇用のさらなる創出を図るための第 3 次補正予算等による対策として第3弾を同年 10 月 25 日に取りまとめた。</p> <p>また、集中復興期間が終了し、復興・創生期間が始まることから、被災地において生じている雇用のミスマッチを解消するための「被災者の就労支援施策パッケージについて」を取りまとめた。</p> ・「事業復興型雇用創出事業」による安定的な雇用機会の創出 <p>将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となって、雇用面から支援を行う「事業復興型雇用創出事業」を創設し、平成 23 年度から平成 27 年度までに延べ 22 万人分(計画値含む)の安定的な雇用創出を支援した。</p> ・「震災等対応雇用支援事業」による当面の雇用機会の創出 <p>被災者の雇用の場の確保を通じた生活の安定を図るため県や市町村による直接雇用又は民間企業・NPO等への事業委託による雇用を創出する「震災等対応雇用支援事業」を実施し、平成 23 年度から平成 27 年度までに延べ 23 万人分(計画値含む)の雇用機会を創出し、一時的な雇用・就業機会の確保を支援した。</p> ・全国ネットのハローワークを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援 <p>被災した求職者の早期再就職を図るため、復旧事業等の求人の積極的な確保や、ハローワークでのきめ細かな職業相談・職業紹介、出張相談を実施した。</p> ・公的職業訓練の実施等 <p>被災地の復旧・復興に必要な人材育成を進めるため、被災者向けの特別コー</p> 		

ス(建設機械の運転等)の設定や、公共職業訓練及び求職者支援訓練を実施するとともに、「キャリア形成促進助成金」の助成率の引き上げ等を行った。

また、集中復興期間における成果として、被災 3 県における公的職業訓練受講者数が延べ 50, 126 人(平成 28 年 1 月末現在)となるなど、被災地の復旧・復興に必要な人材の育成を行った。

・訓練修了者に対する就職支援等の実施

被災地域のハローワークを中心に、就職支援ナビゲーターを増員し、職業訓練の受講を希望する震災被災求職者等に対して、担当者制も含めたきめ細かな就職支援等を実施した。

・各種助成金による事業主の支援

被災地の事業所やそれらと一定規模以上の経済的関係のある事業所における雇用の維持を支援するため、雇用調整助成金の支給に係る要件緩和や支給限度日数の拡充を行った。(特例については、平成 24 年度をもって受付終了)

また、被災離職者等を雇い入れる事業主に対し、雇入れ一人当たり 50 万円(中小企業は 90 万円(平成 27 年度からは 60 万円))を助成する「被災者雇用開発助成金」による支援を行い、対象労働者を 10 人以上雇い入れ、1 年以上継続して雇用した場合には、1 事業主につき 1 回 50 万円(中小企業は 90 万円(平成 27 年度からは 60 万円))の助成金を上乗せした。

集中復興期間における、被災者雇用開発助成金の支給決定件数は 10.8 万件であり、本助成金の活用により、被災離職者等の再就職を支援した。

・長期失業者等総合支援事業

離職後 1 年以上の長期失業者や長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、民間職業紹介事業者への委託による就職支援を総合的に実施する「長期失業者等総合支援事業」を行った。(平成 27 年度まで)

・農林漁業者の就労支援

各都道府県の拠点ハローワークに農林漁業就職支援コーナーを設置し、農林漁業の求人情報や各種関連情報の提供、職業相談・職業紹介等の支援を行った。また、合同企業面接会及び就職ガイダンスを開催した。(平成 24 年度まで)

また、平成 25 年度からは大都市圏及び農林漁業が盛んな一部都道府県の拠点ハローワークにおいて農林漁業就職支援コーナーを設置している。

さらに、被災による農業・漁業離職者を農業法人・漁業経営体等が雇い入れ、簿記や労働法規等に関する講習を行うことを支援し、中高年齢農漁業者の就労を支援した。(平成 25 年度まで)

・復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善

被災地の中小建設事業主が行う教育訓練や雇用管理改善の取組に対して支給する助成金について助成率の引き上げや、遠隔地から労働者を雇用するためのアパート・マンションを借りた場合の支援等を行った。また、合宿形式による失業者向け短期集中の建設技能訓練に対する支援を行った。(平成 24 年度終了)

また、被災地復興建設労働者育成支援奨励金を創設し、被災地の復興に必要な建設関係の人材を育成・確保するために必要な研修の受講支援を行う事業主に対して助成を行った。(平成 26 年度終了)

・被災地のハローワークの機能・体制の強化

被災地のハローワークについて、被災地以外からの職員の派遣や増員により、窓口体制の強化を図った。

(被災地以外からの職員の派遣については 24 年度まで)

・解雇・雇止め・派遣切りへの対応

震災等の影響による解雇・雇止め等について、できる限り雇用の安定を図るため、解雇等の予防のための啓発指導の実施、解雇等の事案の情報共有、個別の解雇等の事案への対応を行った。また、厚生労働大臣から、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して、東日本大震災により被害を受けた派遣労働者等の雇用の安定と保護を図るために最大限配慮するよう要請を実施した。

・復旧・復興工事労働災害防止対策の徹底

大規模宅地造成等の復旧・復興工事現場への安全衛生パトロールの実施等、復旧・復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を指導した。被災3県に、復旧・復興工事の安全な実施に対応する拠点を開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生教育の支援等を実施した。

・原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理の促進

平成 27 年6月 12 日に、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議により、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」が改訂されたことを踏まえ、平成 27 年8月 26 日に「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」を策定し、東京電力等に対して指導を行っている。

また、避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧事業を行う中小零細事業者の連合体等に対して、線量管理指導員を派遣し、適切な放射線管理の実

施を指導するとともに、放射線管理機器を貸与し、連合体等における放射線管理の適切な実施を支援した。

さらに、(公財)放射線影響研究所による疫学研究について、平成 27 年度は緊急作業従事者 1.6 万人を対象として調査を行った。

このほか、これまでに厚生労働省の補助金により、除染作業従事者の線量データを一元管理する除染登録管理システムの稼働、緊急作業従事者における甲状腺の健康影響について大阪大学等による断面調査を実施した。

・未払賃金立替払の請求促進・迅速な支払

未払賃金立替払制度について、原資となる補助金を増額するとともに、申請手続を簡略化して被災地域の労働者の申請負担を軽減し、迅速な支払を実施した。

・復興事業における適正な労働条件の確保

被災地域での労働条件に関する相談体制を強化した。

・雇用保険の給付の延長

現行の個別延長給付(原則 60 日分)に加えて、さらに 60 日分を延長する特例措置を実施した。

また、被災3県の沿岸地域等で、給付日数をさらに 90 日分延長する広域延長給付を実施した。(平成 24 年 9 月 30 日まで)

・福島避難者帰還等就職支援事業の実施

福島の労働者の職業の安定を図り、また、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域等からの避難者等の避難先での就職支援を行うとともに、地元への帰還・就職が円滑に進むよう、就職支援体制の整備・充実を図る「福島避難者帰還等就職支援事業」を実施した。

当面(今年度中)の取組み

・「事業復興型雇用創出事業」による安定的な雇用機会の創出(再掲)

被災地では土地のかさ上げに時間を要するなど、本格的な雇用復興にはなお時間を要する状況であることから、平成 28 年度予算において、基金を積み増し実施期間の1年延長等を行い、雇用のミスマッチが生じている分野等において安定的な雇用機会が確保されるよう、支援対象事業の追加を行った。

・「震災等対応雇用支援事業」による当面の雇用機会の創出(再掲)

- ・「原子力災害対応雇用支援事業」による当面の雇用機会の創出
 原子力災害の影響により、福島県での雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として多くの被災者が避難する状況が続いており、福島県の被災求職者のために、一時的な雇用の場を確保する必要があることから、平成 28 年度予算において、民間企業・NPO等への事業委託による雇用を創出する「原子力災害対応雇用支援事業」を創設した。
- ・全国ネットのハローワークを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援(再掲)
- ・公的職業訓練の実施等(再掲)
- ・訓練修了者に対する就職支援等の実施(再掲)
- ・各種助成金による事業主の支援(再掲)
- ・農林漁業者の就労支援(再掲)
- ・復興工事に従事する建設労働者の教育訓練等(再掲)
- ・被災地のハローワークの機能・体制の強化(再掲)
- ・復旧・復興工事労働災害防止対策の徹底(再掲)
- ・原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理の促進(再掲)
- ・復興事業における適正な労働条件の確保(再掲)
- ・福島避難者帰還等就職支援事業の実施(再掲)

中・長期的(3 年程度)取組み

- ・「福島復興再生特別措置法」を踏まえた対応
 原子力災害からの福島復興・再生を推進するため、避難指示区域から避難している住民や避難指示の解除により帰還する住民の生活の安定のために必要な支援を講じる。

- ・「事業復興型雇用創出事業」による安定的な雇用機会の創出(再掲)
- ・全国ネットのハローワークを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援(再掲)
- ・公的職業訓練の実施等(再掲)
- ・訓練修了者に対する就職支援等の実施(再掲)
- ・各種助成金による事業主の支援(再掲)
- ・農林漁業者の就労支援(再掲)
- ・復興工事に従事する建設労働者の教育訓練等(再掲)
- ・復旧・復興工事労働災害防止対策の徹底(再掲)
- ・原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理の促進(再掲)
- ・復興事業における適正な労働条件の確保(再掲)
- ・福島避難者帰還等就職支援事業の実施(再掲)

期待される効果・達成すべき目標

- ・「事業復興型雇用創出事業」による安定的な雇用の創出
【効果】 被災三県において延べ 11 万人の雇用創出(平成 28～31 年度)
- ・「震災等対応雇用支援事業」による当面の雇用機会の創出
【効果】 被災三県において延べ 2,000 人の雇用創出(平成 28 年度)
- ・「原子力災害対応雇用支援事業」による当面の雇用機会の創出
【効果】 福島県において延べ 1,500 人の雇用創出(平成 28～29 年度)
- ・公的職業訓練の実施等 (全国)
【目標】 平成 28 年度 訓練修了3ヶ月後の就職率
 公共職業訓練(施設内訓練):80%
 公共職業訓練(委託訓練):70%

求職者支援訓練 基礎コース:55% 実践コース:60%

・訓練修了者に対する就職支援等の実施（全国）

【目標】平成28年度 訓練修了3ヶ月後の就職率

公共職業訓練(施設内訓練):80%

公共職業訓練(委託訓練):70%

求職者支援訓練 基礎コース:55% 実践コース:60%

・農漁業者の就労支援

(農漁業者雇用支援事業)

【目標・効果】平成25年度の受講者数740人とし、受講者の離職率を10%未満とする。

平成27年度補正予算及び平成28年度予算における予算措置状況

・事業復興型雇用創出事業の拡充

40.6億円

・原子力災害対応雇用支援事業の創設

42.4億円

・福島避難者帰還等就職支援事業の実施

4.3億円

・復興工事に従事する労働者の安全衛生確保対策

2.4億円 等

若者・女性・高齢者・障害者の雇用機会の確保		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	②雇用対策	作成年月
目	(ii)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<p>・「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」による雇用機会の確保 被災地で、若者、女性、高齢者、障害者の雇用機会を確保するため、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO等に委託して実施する「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」(※)を実施した。 ※ 平成 27 年度末をもって終了</p> <p>・新卒者等に対する就職支援 ジョブサポーターによる就職支援や就職面接会の開催等を実施した。 また、新卒者就職実現プロジェクト事業の被災者特例の延長等により、就職機会の拡充を図った。(平成 25 年度末をもって終了)</p> <p>・障害者に対する就職支援の充実 全国のハローワークに設置した「震災特別相談窓口」に加え、地域障害者職業センター(青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉)に「特別相談窓口」を設置するなど、被災後の雇用継続に関する相談業務等を実施した。 また、被災地の障害者に係る実習型雇用支援事業(※)後の正規雇用奨励金(※)を拡充するとともに、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターにおける支援体制の充実を図った。 集中復興期間を通じて、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センターが連携し、個別の状況に応じた障害者に対する就職支援を実施した。 ※ 平成 24 年度末をもって終了</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・新卒者等に対する就職支援 新卒応援ハローワーク等の支援拠点を中心に、ジョブサポーターによるきめ細かな職業相談・職業紹介とともに、職場定着のための支援を実施する。</p>		

<p>・障害者に対する就職支援の充実 地域障害者職業センター(青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉)に「特別相談窓口」を設置するなど、被災後の雇用継続に関する相談業務等を実施する。</p>
<p>中・長期的(3年程度)取組み</p>
<p>・新卒者等に対する就職支援(再掲)</p> <p>地域障害者職業センターにおける支援体制の充実</p>
<p>期待される効果・達成すべき目標</p>
<p>・新卒者等に対する就職支援 【目標】 学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職者数 19万5千人以上を目指す。(平成28年度全国計)</p> <p>・地域障害者職業センターにおける障害者や企業に対する支援の充実 【目標・効果】 職業準備支援の実施による就職等へ向かう次の段階への移行率:80%(平成26年度全国計88.4%) 【目標・効果】 ジョブコーチ支援終了後6ヶ月後の職場定着率:80%(平成26年度全国計88.1%)</p> <p>※独立行政法人通則法第31条に規定により、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が定めた年度計画</p>
<p>平成27年度補正予算及び平成28年度予算における予算措置状況</p>
<p>・新規学卒者等への支援に必要な経費</p> <p style="text-align: right;">82.9億円の内数</p> <p>・地域障害者職業センターにおける支援体制の充実</p> <p style="text-align: right;">125億円の内数</p>

被災した生活衛生関係営業者への支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域の支え合い (3)事業規模と財源確保	
項	① 域の支え合い②雇用対策 ⑦コミュニティを支える生業支援	作成年月
目	①(vi)地域の実情に即したコミュニティ再建 ②(iv)個人事業者や商店等の復興 ⑦(i) 地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援	平成 28 年 4 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>(株)日本政策金融公庫による東日本大震災復興特別貸付による支援及び補助金等を活用し、訪問理容・美容や仮設店舗における営業など被災生活衛生関係営業者の 1 日も早い事業再開を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生同業組合等に対する補助 交付決定 12 件 (平成 27 年度) ・東日本大震災復興特別貸付 貸付件数 3,215 件(平成 28 年 3 月末までの累計) 		
当面(今年度中)の取組み		
○ 東日本大震災復興特別貸付による被災した生活衛生関係営業者等への支援。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
東日本大震災復興特別貸付による資金繰り支援などにより生活衛生関係営業者の自立への支援を進める。		
期待される効果・達成すべき目標		
生活衛生関係営業者の自立		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
株式会社日本政策金融公庫出資金 平成 28 年度予算 428 百万円【復興特会】		

被災者向け農の雇用事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(2)	
項	②	作成年月
目	(i)、(ii)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度当初予算の農の雇用事業(農業法人等が新規就農者を雇用して実施する実践研修を支援)において、被災者を優先的に採択。 ○ 平成 23 年度第 3 次補正予算、平成 24 年度当初予算、平成 25 年度当初予算、平成 26 年度当初予算及び平成 27 年度当初予算において、農業法人等が被災農業者及び就農を希望する被災者を雇用して実施する農業技術等の習得に向けた実践研修を支援。 (平成 28 年 3 月末までに 363 人を支援) 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中復興期間の終了に伴い、平成 27 年度で事業を終了し、平成 28 年度は既採択者に係る後年度負担分を一般会計の農の雇用事業で支援 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度までで事業終了 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度までで事業終了 		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> ・農の雇用事業 7,150 百万円の内数 (平成 28 年度)【一般会計】 		

農山漁村女性の起業活動等の取組支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(2)	
項	②	作成年月
目	(iii)	平成 28 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度当初予算を活用し、被災地において、直売所での起業活動を再開した女性グループ等の新商品開発等の取組や、復興に向けた女性の視点からの提案等を行うセミナーの開催を支援。 ○ 平成 23 年度第3次補正予算及び平成 24～27 年度予算(地域農業経営再開復興支援事業)において、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスタープランの作成に当たり、本プランの検討メンバーに、女性が概ね3割以上とすることを要件化し、女性の参画を推進。 ○ 平成 27 年度も、女性を含めた地域経営体の声が反映された経営再開マスタープランに基づき、地域農業の復興を図るよう措置。また、平成 27 年度予算において、地域農業の活性化などにチャレンジする女性を支援。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 28 年度以降も、女性を含め、地域経営体の声が反映された人・農地プラン^(注)に基づき、地域農業の復興を図る。また、平成 28 年度予算においても、地域農業の活性化などにチャレンジする女性を支援。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>(注)経営再開マスタープランの作成等を支援してきた「地域農業経営再開復興支援事業」が平成 27 年度までで終了することに伴い、平成 28 年度以降は経営再開マスタープランを人・農地プランとみなして、「人・農地問題解決加速化支援事業」により、これまでと同様の支援を継続。</p> </div>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中復興期間が終了することに伴い、平成 28 年度以降は「人・農地問題解決加速化支援事業」において、女性を含めた地域経営体の声を反映する。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の声を地域農業の復興に活かすとともに、女性の起業活動等への取組を支援することを通じて女性の能力を最大限に活用し、地域農業の活性化や6次産業化を振興。 		
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> ・輝く女性農業経営者育成事業 110 百万円(平成 28 年度) ・人・農地問題解決加速化支援事業 197 百万円(平成 28 年度) 		

原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	②雇用対策	作成年月
目	<p>(i)被災地におけるきめ細やかな雇用対策の実施により、仕事を通じて被災者の生活の安定を図り、被災地の復興を支えることが重要である。このため、復旧・復興事業等による確実な雇用創出、被災した方々の新たな就職に向けた支援、雇用の維持・生活の安定を政府を挙げて進める「日本はひとつ」しごとプロジェクトを推進する。</p> <p>また、新たな雇用機会創出のため、雇用創出基金を活用するとともに、被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。</p>	平成28年4月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>○ 原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた地域(茨城県・栃木県・宮城県)に用地を取得し、工場等を新增設する企業に対する支援を基金事業により実施。</p> <p><公募実績(平成27年5月末現在)></p> <p>○第一次公募</p> <p>公募期間 :平成24年6月～7月</p> <p>採択結果公表 :平成24年9月</p> <p>採択件数 :43件(約79億円)</p> <p>○第二次公募</p> <p>公募期間 :平成24年10月～平成25年1月</p> <p>採択結果公表 :平成25年2月</p> <p>採択件数 :23件(約36億円)</p> <p>○第三次公募</p> <p>公募期間 :平成25年11月～平成26年1月</p> <p>採択結果公表 :平成26年2月</p> <p>採択件数 :21件(約47億円)</p> <p>○第四次公募</p> <p>公募期間 :平成26年10月～平成26年12月</p> <p>採択結果公表 :平成27年1月</p> <p>採択件数 :12件(約30億円)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
○ 企業の立地が円滑に進むよう、企業に対する支援を着実に実施。		

中・長期的(3年程度)取組み
○ 企業の立地が円滑に進むよう、企業に対する支援を着実に実施。
期待される効果・達成すべき目標
○ 補助対象地域への企業立地を促進し、雇用を創出。
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」
—

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	②雇用対策	作成年月
目	<p>(i)被災地におけるきめ細やかな雇用対策の実施により、仕事を通じて被災者の生活の安定を図り、被災地の復興を支えることが重要である。このため、復旧・復興事業等による確実な雇用創出、被災した方々の新たな就職に向けた支援、雇用の維持・生活の安定を政府を挙げて進める「日本はひとつ」しごとプロジェクト」を推進する。</p> <p>また、新たな雇用機会創出のため、雇用創出基金を活用するとともに、被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。</p>	平成28年4月
これまでの取組み(集中復興期間の取組み)		
<p>東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)及び原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等であって避難指示が解除された地域をはじめとする福島県の産業復興を加速するため、企業立地補助を実施。</p> <p>加えて、避難指示区域及び避難指示が解除された地域や津波で甚大な被害を受けた地域(岩手県、宮城県、福島県)を対象に、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復の支援を実施。</p> <p>【公募実績(平成28年3月末現在)】</p> <p><製造業等立地支援事業></p> <p>○第一次公募</p> <p> 公募期間 :平成25年5月～7月</p> <p> 採択結果公表 :平成25年9月</p> <p> 採択件数 :151件(約666億円)</p> <p>○第二次公募</p> <p> 公募期間 :平成25年12月～平成26年2月</p> <p> 採択結果公表 :平成26年4月</p> <p> 採択件数 :135件(約457億円)</p>		

○第三次公募

公募期間 :平成26年5月～平成26年7月
採択結果公表 :平成26年9月
採択件数 :88件(約371億円)

○第四次公募

公募期間 :平成26年12月～平成27年2月
採択結果公表 :平成27年4月
採択件数 :69件(約239億円)

○第五次公募

公募期間 :平成27年8月～平成27年9月
採択結果公表 :平成27年11月
採択件数 :69件(約265億円)

<商業施設等復興整備補助事業>

○公設商業施設整備型

公募期間 :平成26年2月～平成26年8月
平成26年10月～平成27年3月
平成27年4月～平成27年9月
平成27年10月～平成28年2月
採択実績 :7件(約30億円) ※随時採択

○民設商業施設整備型

公募期間 :平成26年3月～平成26年9月
平成26年10月～平成27年3月
平成27年4月～平成27年9月
平成27年10月～平成28年2月
採択実績 :8件(約30億円) ※随時採択

当面(今年度中)の取組み

○引き続き、製造業等立地支援事業および商業施設等復興整備補助事業の公募を実施。

(参考)予定スケジュール

<製造業等立地支援事業>

○第六次公募 :平成28年5月頃より実施予定

<商業施設等復興整備補助事業>

○民設商業施設整備型

公募期間 :平成28年4月より実施予定

中・長期的(3年程度)取組み
○ 企業の立地が円滑に進むよう、企業に対する支援を着実に実施。
期待される効果・達成すべき目標
○ 補助対象地域への企業立地等を促進し、雇用を創出。
「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」
—